

○上越市建設工事入札参加資格要件等審査委員会規程

昭和46年4月29日

訓令第13号

改正 昭和46年7月7日訓令第17号

昭和48年7月16日訓令第49号

昭和53年3月31日訓令第8号

昭和57年9月30日訓令第57号

昭和58年3月31日訓令第34号

昭和58年9月30日訓令第85号

昭和63年3月31日訓令第4号

平成2年12月26日訓令第3号

平成4年3月31日訓令第3号

平成5年3月31日訓令第1号

平成6年3月31日訓令第1号

平成7年3月31日訓令第1号

平成9年3月31日訓令第1号

平成10年3月31日訓令第1号

平成11年6月29日訓令第9号

平成12年6月27日訓令第6号

平成13年11月21日訓令第5号

平成13年11月22日訓令第6号

平成13年11月30日訓令第7号

平成14年3月29日訓令第5号

平成15年3月31日訓令第4号

平成16年12月28日訓令第9号

平成17年3月31日訓令第4号

平成18年3月31日訓令第5号

平成19年3月30日訓令第5号

平成22年3月31日訓令第1号

平成22年9月30日訓令第6号

平成23年3月31日訓令第5号

平成24年1月5日訓令第2号

平成24年3月30日訓令第4号

平成27年3月31日訓令第2号

令和2年3月31日訓令第7号

令和5年3月30日訓令第5号

(設置)

第1条 本市が契約する建設工事の入札について適正な入札参加資格要件の設定をし、もって建設工事の円滑な施工を確保するため、上越市建設工事入札参加資格要件等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査し、市長に答申するものとする。

- (1) 1件2,000万円以上の建設工事に係る入札参加資格要件に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、市長が指名する副市長、理事、総合政策部長、総務部長、財務部長、都市整備部長、こども・子育て部長、農林水産部長及び教育部長をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条の副市長をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、理事である委員がその職務を代理する。委員長不在のときも、また同様とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、急施を要し、委員会の会議を開くいとまのないときは、関係委員に回議してこれに代えることができる。

(関係職員等の出席)

第6条 委員長は、工事内容等の説明をさせるため事業主管課長を出席させ、特に必要があると認めるときは、関係職員を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和46年4月29日から施行する。

附 則 (昭和46年訓令第17号)

この規程は、昭和46年7月7日から施行する。

附 則 (昭和48年訓令第49号)

この規程は、昭和48年7月16日から施行する。

改正文 (昭和53年訓令第8号) 抄

昭和53年4月1日から実施する。

改正文 (昭和57年訓令第57号) 抄

昭和57年10月1日から実施する。

改正文 (昭和58年訓令第34号) 抄

昭和58年4月1日から実施する。

改正文 (昭和58年訓令第85号) 抄

昭和58年10月1日から実施する。

附 則 (昭和63年訓令第4号)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

改正文 (平成2年訓令第3号) 抄

平成3年1月1日から実施する。

改正文 (平成4年訓令第3号) 抄

平成4年4月1日から実施する。

改正文 (平成5年訓令第1号) 抄

平成5年4月1日から実施する。

改正文 (平成6年訓令第1号) 抄

平成6年4月1日から実施する。

改正文 (平成7年訓令第1号) 抄

平成7年4月1日から実施する。

改正文 (平成9年訓令第1号) 抄

平成9年4月1日から実施する。

改正文 (平成10年訓令第1号) 抄

平成10年4月1日から実施する。

改正文（平成11年訓令第9号）抄
平成11年7月1日から実施する。

改正文（平成12年訓令第6号）抄
平成12年7月1日から実施する。

改正文（平成13年訓令第5号）抄
平成13年11月21日から実施する。

改正文（平成13年訓令第6号）抄
平成13年11月22日から実施する。

改正文（平成13年訓令第7号）抄
平成13年12月1日から実施する。

改正文（平成14年訓令第5号）抄
平成14年4月1日から実施する。

改正文（平成15年訓令第4号）抄
平成15年4月1日から実施する。

改正文（平成16年訓令第9号）抄
平成17年1月1日から実施する。

改正文（平成17年訓令第4号）抄
平成17年4月1日から実施する。

改正文（平成18年訓令第5号）抄
平成18年4月1日から実施する。

改正文（平成19年訓令第5号）抄
平成19年4月1日から実施する。

改正文（平成22年訓令第1号）抄
平成22年4月1日から実施する。

改正文（平成22年訓令第6号）抄
平成22年10月1日から実施する。

改正文（平成23年訓令第5号）抄
平成23年4月1日から実施する。

改正文（平成24年訓令第2号）抄
平成24年1月5日から実施する。

改正文（平成24年訓令第4号）抄

平成24年4月1日から実施する。

改正文（平成27年訓令第2号）抄

平成27年4月1日から実施する。

改正文（令和2年訓令第7号）抄

令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和5年訓令第5号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。